

第4章 WTO交渉における水産物を巡る状況

(研究会開催日 2009年6月12日)

水産庁漁政部参事官

前 章 裕

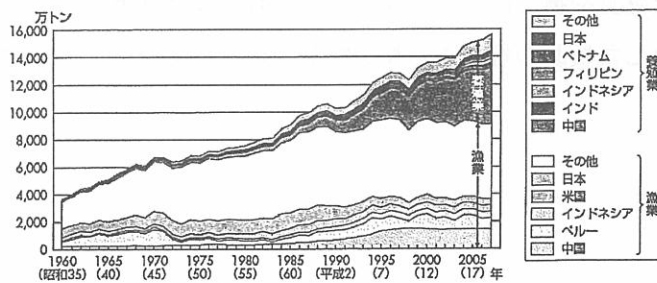
1. 水産物の市場アクセスに関するWTO交渉は、NAMA（非農産品市場アクセス）の枠組みにおいて行われている。また、ルール交渉の場においては、漁業補助金の規律を巡る議論が続いている。
2. NAMA交渉においては、水産物に焦点が当たった問題として、分野別関税撤廃及び調和の議論がある。分野別関税撤廃及び調和の議論は、特定の分野について相互に関税を撤廃（削減）しようとするもので、自動車、化学品など13分野の提案があり、水産物も提案されている。我が国は、有限天然資源である水産物は、関税撤廃にはなじまないとして反対している。
3. 漁業補助金の規律に関する議論においては、原則としてすべての漁業補助金を禁止すべきであるとする米国、ニュージーランド等と、香港閣僚宣言に従って、過剰漁獲につながる補助金に限定して禁止すべきであるとする我が国、EC、韓国等が対立しており、途上国は、途上国への特別な配慮を要求している。

引き続き行われた意見交換では、水産物のような有限天然資源について、工業品と同様に自由貿易を前提とした貿易の規律のありかたが議論されていることに対する疑問がだされた。

WTO交渉における水産物を巡る状況

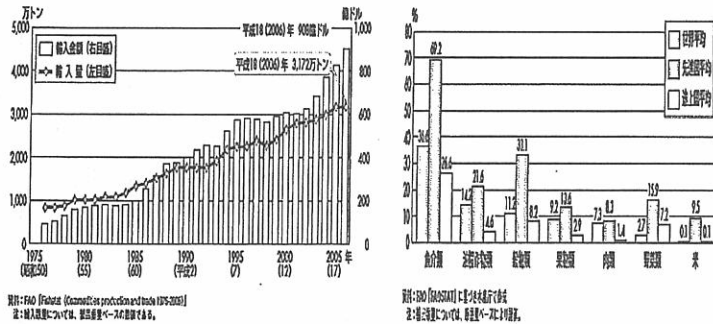
平成21年6月
水産庁加工流通課

世界の漁業・養殖業生産量の推移

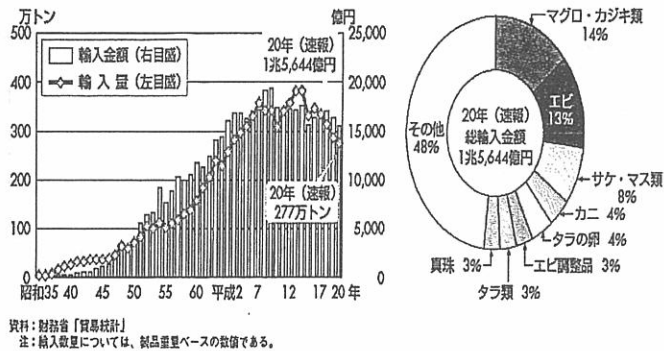


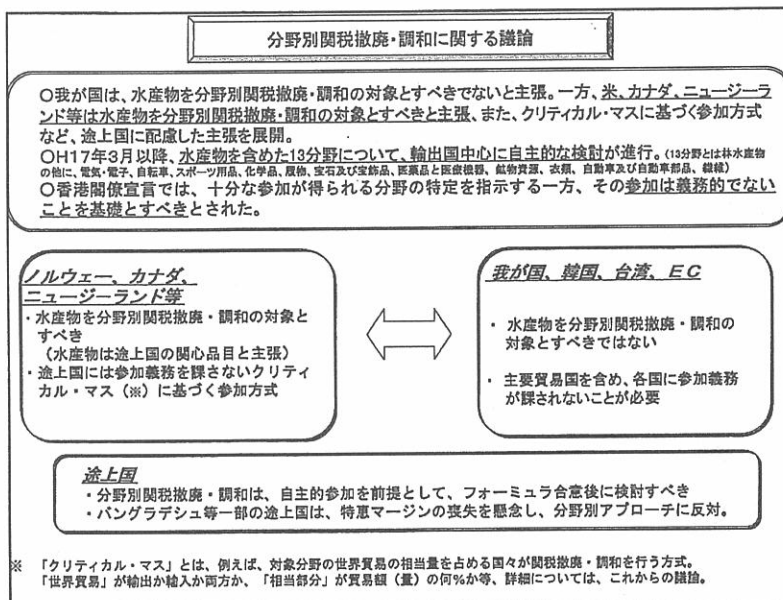
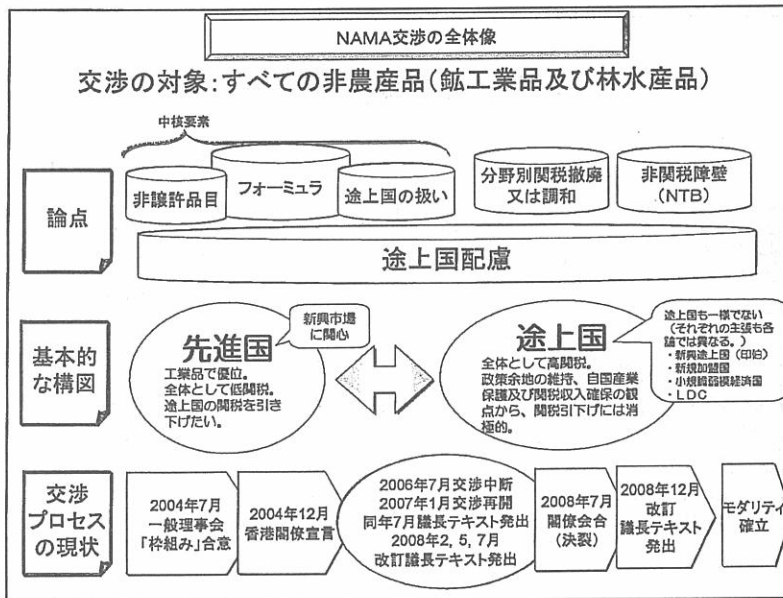
資料：FAO『Fishstat (Capture production 1950-2007) (Aquaculture production 1950-2007)』(日本以外の国)及び農林水産省『漁業・養殖業生産統計年報』(日本のみ)を基に水産庁で作成

世界の水産物貿易



我が国の水産物輸入





WTOの漁業補助金の規律に関する議論

WTOルール交渉においては、漁業補助金を原則禁止とするよう求めるグループ(NZ、米等)と、香港閣僚宣言に従って過剰漁獲につながる補助金に限定して禁止することを主張する日、韓、台、EC等とが対立。途上国は、途上国への特別な配慮を要求。

過剰漁獲につながる補助金に限定した禁止を主張



日本 韓国 台湾
 ・過剰漁獲能力及び違法(IUU)漁業につながる補助金に限定して禁止
 ・漁船建造補助金は漁獲能力を50%以上削減する条件で許容

ルール議長テキスト(07年11月末)

- 禁止補助金を限定的に列挙する方式
- 漁船建造、漁港施設関係、操業経費、価格支持等への補助金は禁止
- 途上国は、一定の条件下、小規模漁業等に対し特別に配慮

禁止の範囲が広すぎる
 ・先進国の小規模漁業への配慮が必要

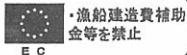
・原則禁止形式の方が好ましい

漁業補助金の原則禁止を主張

一部の例外補助金(減船、資源管理等)を除き、コスト削減補助金を含め原則禁止



米国 ニューゼaland
 オーストラリア、アイスランド

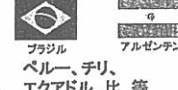


EC
 ・漁船建造費補助金等を禁止
 ・15mを超える漁船の建造費補助金等を禁止

・途上国への配慮の条件が厳しすぎる



途上国
 ・途上国の漁業発展を妨げることがないように要求



ブラジル ペルー、チリ、エクアドル、比等

2008年3月、漁業補助金に関し、共通の関心事項を有する、5カ国(日本、EC、カナダ、韓国、台湾)が協調関係を維持しつつルール会合に臨み、必要に応じ共通ポジションを作成すること等について認識を共有。

※ 近年具体的な提案を行った国等は、国旗で表示。

